

渋谷区告示第136号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第134条第1項の規定に基づき、シャンプル幡ヶ谷マンション敷地売却組合の定款の変更を令和8年6月22日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第120条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月16日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称

シャンプル幡ヶ谷マンション等売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

（1）名 称 シャンプル幡ヶ谷

（2）所 在 地 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目6番3号

3 事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目1番25号 北村ビル内

4 設立認可の年月日

令和7年4月30日

5 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

7 変更の内容

組合の名称の変更

変更前 シャンプル幡ヶ谷マンション敷地売却組合

変更後 シャンプル幡ヶ谷マンション等売却組合

8 定款変更の認可の年月日

令和8年7月16日

渋谷区告示第 1 3 7 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 3 4 条第 1 項の規定に基づき、シャンプル幡ヶ谷マンション敷地売却組合の資金計画の変更を令和 8 年 6 月 2 2 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 1 2 0 条第 1 項の規定により、次のように告示する。

令和 8 年 7 月 1 6 日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称

シャンプル幡ヶ谷マンション等売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

（1）名称

シャンプル幡ヶ谷

（2）所在地

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目 6 番 3 号

3 事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目 1 番 2 5 号 北村ビル内

4 設立認可の年月日

令和 7 年 4 月 3 0 日

5 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

6 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

7 資金計画の変更の認可の年月日

令和 8 年 7 月 1 6 日